

文化四年卯五月九日於御會所  
 御張出を以被 仰渡左之通  
 此度御吟味之訳有之院内口江  
 御境口出入調役所被 居置往来商  
 荷物御取調被 成候付而ハ此末怪敷  
 身請候荷物ハ仮令諸士又ハ寺院  
 絵符等を以罷通候共精細可  
 相改旨右調役江嚴ニ被 仰渡候間  
 此段心得違無之様可被 致候  
 右之趣老町役并支配有之候ハ  
 其方江も可被 申渡候已上  
 五月  
 渡所左之通

平成二十六年七月十九日（土）の  
 解読講座 I では、「町触控」（資  
 料番号 A317-57-22）等  
 を教材に使用しました。

文化四年卯五月九日於御會所  
 御張出を以被 仰渡左之通  
 此度御吟味之訳有之院内口江  
 御境口出入調役所被 居置往来商  
 荷物御取調被 成候付而ハ此末怪敷  
 身請候荷物ハ仮令諸士又ハ寺院  
 絵符等を以罷通候共精細可  
 相改旨右調役江嚴ニ被 仰渡候間  
 此段心得違無之様可被 致候  
 右之趣老町役并支配有之候ハ  
 其方江も可被 申渡候已上  
 五月  
 渡所左之通  
 （以下省略）

### 院内口の荷物改め

「町触控」より

秋田藩では文化四年（一八〇七）、他領との出入口の一つである院内口に「境口出入調役所」を設置し、据え置き往来商売の荷物を取り調べることにしました。往来商売の荷物の中には、買い占めや占め売りをしたと思われる荷物も少なくないことから、同年五月九日の触書では、たとえ侍や寺院の荷札が付いていても嚴重に取り調べることを命じています。秋田藩では寛政期以来、諸物価の引き下げを町人たちへ申し渡し、買い占めや占め売りによる商品の高値を抑えようとした方針に沿ったものと考えられます。